

グループホームあいけん運営規定

令和6年4月1日 改訂

(事業の目的)

第1条 医療法人 愛健会が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活事業所(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)を介護保険法の理念に基づき、認知症によって日常生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(運営方針)

第2条 介護保険法並びに関連する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(事業所の名称等)

第3条 事業実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 事業所の名称 グループホームあいけん
- (2) 事業所の所在地 佐世保市上本山町1092番地1

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとします。

- (1) 計画作成担当者、介護福祉士、認知症介護実践者研修修了者、介護支援専門員

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定めます。

ユニット1(3階)

- (1) 管理者 1名(常勤・介護職員兼務)

所属職員の指揮監督、関連機関との連携、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行う等、適切に事業を実施できるように総括します。

- (2) 計画作成担当者 1名(常勤・介護職員兼務)

- ① 利用者の受け入れに関すること。
- ② 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。

- (3) 介護職員 8名(常勤兼務4名、常勤兼務 管理者1名、計画作成担当者兼務1名、非常勤兼務1名、非常勤兼務看護師介護職員兼務1名)

- ①利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

ユニット 2(参階)

(1) 管理者 1 名 (常勤 計画作成担当者・介護職員兼務)

所属職員の指揮監督、関連機関との連携、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行う等、適切に事業を実施できるように総括します。

(2) 計画作成担当者 1 名 (常勤 管理者・介護職員兼務)

① 利用者の受け入れに関すること。

② 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。

(3) 介護職員 6 名 (常勤兼務 4 名、常勤兼務 管理者・計画作成担当者兼務 1 名、看護師介護職員兼務 1 名)

①利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

※ 各階の管理者以外の職員は緊急時等に各階で人員が不足した場合は、どちらの階でも勤務する場合がある。

(実施単位及び利用定員)

第 6 条 利用定員は次のとおりとします。

ユニット 1 式階 9 名、ユニット 2 参階 9 名 合計 18 名

(介護の内容)

第 7 条 提供する事業の内容は次のとおりとします。

(1) 身体介護に関すること。

① 食事の介護

② 衣類着脱の介護

③ 入浴の介護

④ 機能訓練に関する介護

⑤ 排泄の介護

⑥ 日常生活での世話

(2) 相談、助言に関すること。

① 健康管理による相談、助言に関すること

② その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 本事業所が提供する事業の利用料金等は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領のサービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を本人負担額とします。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとします。

① 家 賃 35,000 円／月額

月の途中における入居または退居については日割り計算とします。

② 食 材 料 費 1,100 円／日額 (食事提供分のみの徴収)

③ 電 気 代 10,300 円／月額

月の途中における入退居または入院がある場合、日割り計算とします。

④ リネン代 ・ 自宅からの持ち込み可能であるが、リネン業者利用によるリネン交換を希望される場合 515 円／1 回

(通常週に 1 回、月 4 回交換を基本とします。ただし 5 回目以降の交換が必要な場合、当事業所にて負担いたします。)

⑤ 理美容代 実費

⑥ おむつ代 実費

- ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用はその費用の実費額とします。

- 2 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込若しくは銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとします。

(入居保証金)

第9条 本事業所が提供する事業の入居に際しての入居保証金の額は以下のとおりとします。

入居保証金 100,000 円

- 2 上記入居保証金は下記計算式により入居月数に応じて償却されるものとし、事業者は入居の退去に際し、償却後の残額から未払いの家賃等の債務があるときはその額を差し引き、入居者に返却するものとします。なお、償却後の残高がなくなった場合でも、利用者は入居保証金を再度、差し入れる必要はないものとします。

入居保証金 $\times 0.85 \times (1 - \text{入居月数} / 120 \text{ ヶ月})$

- 3 前項の算定方式により 1 円未満の端数が出た場合は、切捨てとします。また、前項の入居月数は契約日の属する月から明渡しの属する月の月単位で算出します。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 本事業所の対象者は、要支援2、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方を対象者とします。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去していただく場合があります。

- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努めます。

- 4 入居に際して利用者は下記を遵守するようお願いします。

- ① 共同生活の秩序を乱したり、他の利用者または近隣に迷惑をかけないようにして下さい
- ② 宗教の布教・政治的活動を本施設でおこなわないこと
- ③ 施設の内部はもちろん、施設及びその施設内で動物・ペット類を飼育しないで下さい
- ④ 共同生活の秩序維持並びに介護を受ける際等には本施設の職員の指示に従ってください

(秘密保持)

第11条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を遵守します。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第12条 利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービスにあたり、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(衛生管理)

第14条 事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

(緊急時の対応方法)

第15条 サービスの利用中、利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力医療機関に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずるものとします。

(非常災害対策)

第16条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければなりません。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとします。

(その他運営にあたっての重要事項)

第17条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、適切なサービス提供が行えるよう、職員の勤務体制を整えます。

2 事業所はこの事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、其の完結の日から5年間保存するものとします。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

(虐待防止)

第18条 虐待防止について当事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所で周知徹底を図ること。

2 虐待防止の為の指針を整備すること。

3 虐待防止の為の研修を定期的実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則 この規定は平成16年12月1日から施行します。

平成17年4月1日一部改正・平成17年5月16日一部改正・平成18年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正・平成27年4月1日一部改正・平成27年8月1日一部改正

平成27年8月4日一部改正・平成30年4月16日一部改正・令和1年10月1日一部改正

令和4年11月1日一部改訂・令和5年5月1日一部改訂・令和6年4月1日一部改訂